

第1節 計画策定の背景・趣旨

今日、環境保全は、人類の生存基盤に関わる極めて重大な課題となっている。大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動は、環境保全と健全な物質循環を阻害する側面を有するとともに、温室効果ガスの排出による地球温暖化問題、天然資源の枯渇の問題、大規模な資源採取による自然破壊など様々な環境問題にも密接に関係している。また、東日本大震災以降も熊本地震や平成30年7月豪雨など、毎年のように大規模な災害が発生しており、首都直下型地震や南海トラフ地震など、東日本大震災を大きく上回る災害の発生が懸念されている。

国は、循環型社会の形成を目指し、循環型社会形成推進基本法の制定をはじめ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）の累次の改正や各種リサイクル法の整備を行ってきた。循環型社会形成推進基本法では、①廃棄物等の発生抑制、②循環資源の循環的な利用、③適正な処分が確保されることにより、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」を形成することとしており、同法に基づき、「循環型社会形成推進基本計画」を策定し、関連施策を総合的かつ計画的に推進してきた。

また、平成30年6月に策定した「第四次循環型社会形成推進基本計画」では、環境的側面、経済的側面、社会的側面の総合的向上を掲げた上で、重要な方向性として、①地域循環共生圏形成による地域活性化、②ライフサイクル全体での資源循環の徹底、③適正処理の更なる推進と環境再生、④万全な災害廃棄物処理体制の構築などを掲げ、その実現に向けて概ね2025年（令和7年）までに国が講ずべき措置を示した。

本県でも、循環型社会の実現に向け、廃棄物の3R（リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用））及び適正処理を推進するため、「循環型社会推進計画」と「廃棄物処理計画」を統合して平成29年3月に「第四次えひめ循環型社会推進計画」（以下「第四次計画」という。）を策定し、各種の取組みを実施してきた。

さらには、バイオマス活用推進基本法に基づき、平成24年6月に「愛媛県バイオマス活用推進計画」を策定し、資源・エネルギーの持続可能な循環型社会システムの構築を推進するとともに、プラスチックごみによる海洋汚染問題に対応するため、令和2年3月に「えひめプラスチック資源循環戦略」を策定し、プラスチック資源循環の促進と海洋プラスチックごみ対策の推進に取り組んできた。

この度、「第四次えひめ循環型社会推進計画」及び「愛媛県バイオマス活用推進計画」の計画期間が終了するに当たり、これまで進めてきた各主体の取組みを検証し、これまでの取組みをさらに進めるとともに、新たな課題に対応した取組みを総合的に推進するため、これらの計画や戦略を統合して「第五次えひめ循環型社会推進計画」（以下「本計画」という。）として策定するものである。

第2節 計画の位置付け

本計画は、廃棄物処理法第5条の5に基づく「都道府県廃棄物処理計画」及びバイオマス活用推進基本法第21条第1項に基づく「都道府県バイオマス活用推進計画」として位置付けられるものである。

なお、本計画と法律、条例及び他の計画との位置付けを以下に示す。

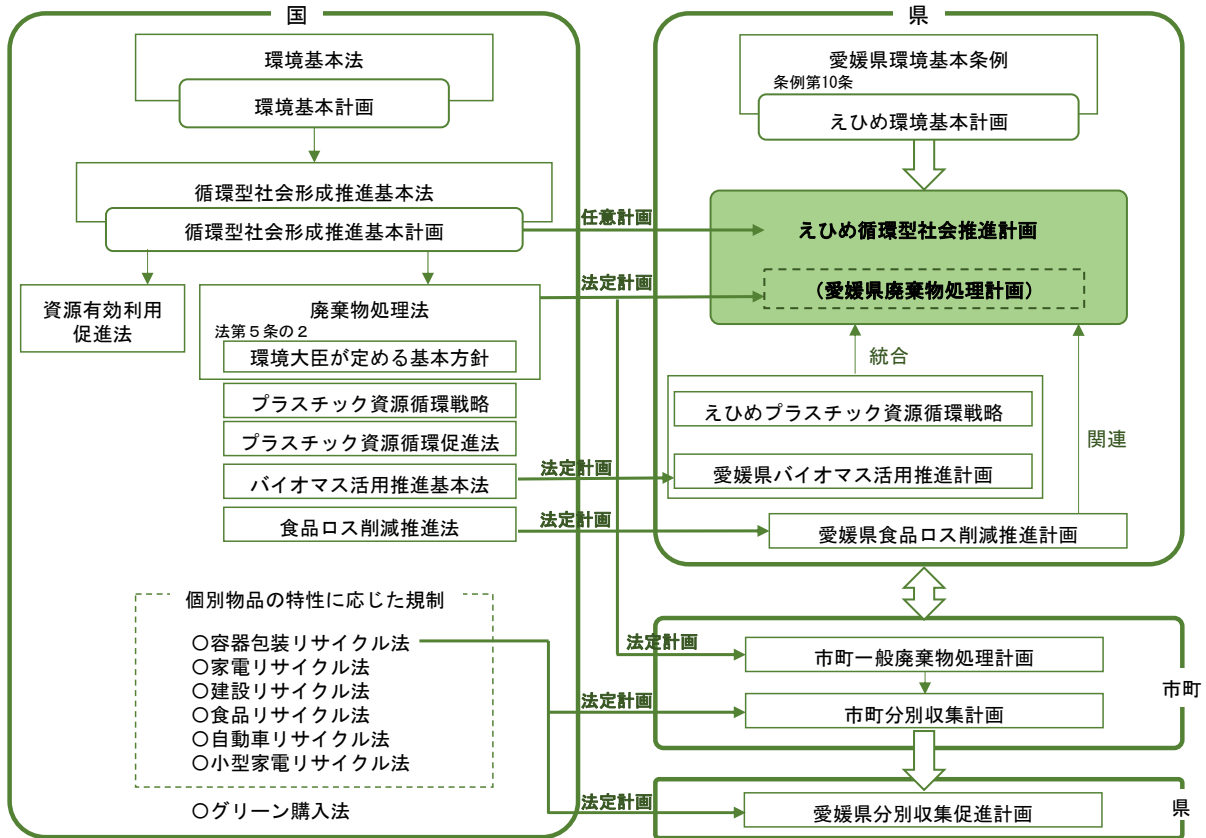


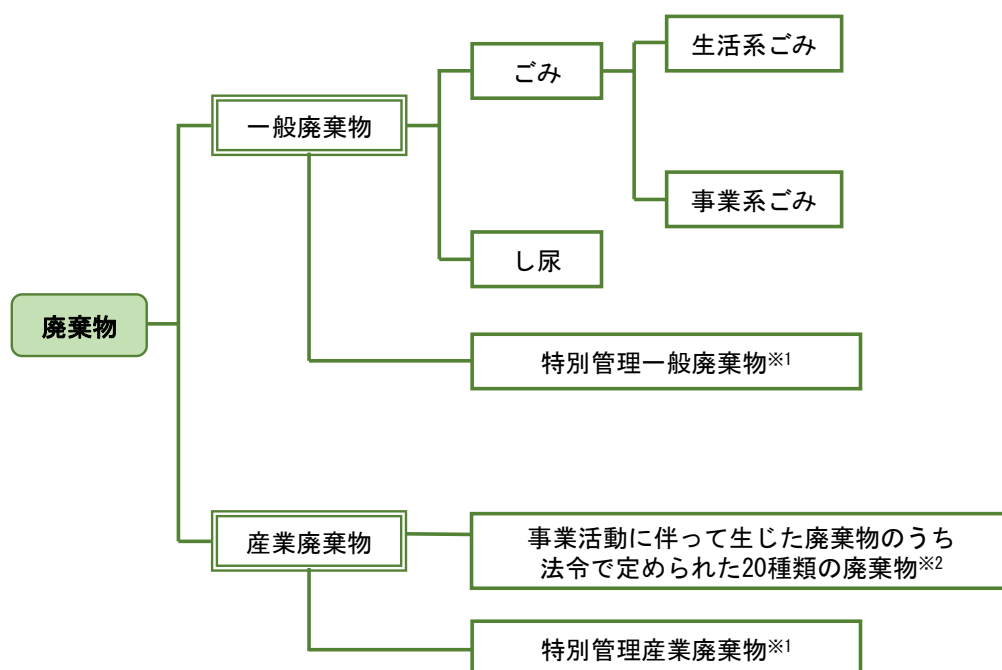
図 1-2-1 本計画の位置付け

第3節 計画期間

本計画は、令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間とする。

第4節 計画の対象廃棄物

本計画で対象とする廃棄物は、廃棄物処理法に規定する「一般廃棄物」及び「産業廃棄物」とする。



※1. 「特別管理一般廃棄物」、「特別管理産業廃棄物」とは、一般廃棄物・産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するもの

※2. 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん及び上記の産業廃棄物を処分するために処理したもの(13号廃棄物)

図 1-4-1 本計画の対象廃棄物